

第1号様式（第4条関係）

保障契約証明書交付申請書

年 月 日

国土交通大臣

殿

申請者の氏名又は名称及び住所並び  
に法人にあつてはその代表者の氏名

印

郵便番号

電話番号

代理人の氏名又は名称及び住所並び  
に法人にあつてはその代表者の氏名

印

郵便番号

電話番号

下記の船舶について、保障契約証明書の交付を受けたいので、船舶油濁損害賠償保障法第17条第2項の規定により申請します。

1 タンカー所有者の氏名及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

2 保障契約証明書の交付を受けようとする船舶及びその保障契約の内容

| ①船名及び船種 | ②船舶番号又は信号符号 | ③国際海事機関船舶識別番号 | ④船籍港 | ⑤総トン数 | ⑥保障契約の種類 | ⑦保障契約の期間 | ⑧保障契約によりてん補・担保される額 | ⑨保険者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 |
|---------|-------------|---------------|------|-------|----------|----------|--------------------|------------------------------------|
|         |             |               |      |       |          |          |                    |                                    |
|         |             |               |      |       |          |          |                    |                                    |
|         |             |               |      |       |          |          |                    |                                    |
|         |             |               |      |       |          |          |                    |                                    |
|         |             |               |      |       |          |          |                    |                                    |

手 数 料 納 付 欄

|         |
|---------|
| 収 入 印 紙 |
|---------|

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いときは、適宜二葉以上にわたって記載することができる。
- 3 タンカー所有者が申請者と同一の者である場合は、1の欄の記載は要しない。
- 4 船種については、タンカー、給油船、バージ等の別を明らかにすること。
- 5 政令指定油輸送船にあつては、その旨を①の欄に記載すること。
- 6 国際海事機関船舶識別番号については、当該番号が割り当てられている船舶について記載する。
- 7 保障契約の種類欄には、船主責任相互保険等具体的に記載すること。
- 8 一の船舶について二以上の保障契約が締結されている場合は、⑥から⑨までの欄については保障契約ごとに記載すること。
- 9 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第2号様式（第5条関係）

保障契約証明書再交付申請書

年 月 日

国土交通大臣

殿

申請者の氏名又は名称及び住所並び  
に法人にあつてはその代表者の氏名

印

郵便番号

電話番号

代理人の氏名又は名称及び住所並び  
に法人にあつてはその代表者の氏名

印

郵便番号

電話番号

下記の船舶について、保障契約証明書の再交付を受けたいので、船舶油濁損害賠償保障  
法第17条第4項の規定により申請します。

- 1 タンカー所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 2 保障契約証明書の再交付を受けようとする船舶及びその保障契約証明書の内容

|                  |  |                   |  |
|------------------|--|-------------------|--|
| 船名及び船種           |  | 保障契約証明書<br>の 番 号  |  |
| 船舶番号又は<br>信号符字   |  | 保障契約証明書<br>の交付年月日 |  |
| 国際海事機関<br>船舶識別番号 |  | 保障契約証明書<br>の有効期間  |  |
| 船 籍 港            |  |                   |  |

- 3 保障契約証明書の再交付を受けようとする理由

手 数 料 納 付 欄

|         |
|---------|
| 収 入 印 紙 |
|---------|

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
  - 2 タンカー所有者が申請者と同一の者である場合は、1の欄の記載は要しない。
  - 3 国際海事機関船舶識別番号については、当該番号が割り当てられている船舶について記載する。
  - 4 3の欄には、保障契約証明書が滅失し、損傷し、又は識別が困難となつた年月日、場所及び状況を記載するものとし、場所及び状況についてはできる限り詳細に記載すること。
  - 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

油による汚染損害についての民事責任に  
関する保険その他の金銭上の保証の証明書  
CERTIFICATE OF INSURANCE OR OTHER FINANCIAL  
SECURITY IN RESPECT OF CIVIL LIABILITY FOR  
OIL POLLUTION DAMAGE

1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第7条及び船舶油濁損害賠償保障法第17条第1項又は第18条第2項の規定に従って発行する。

Issued in accordance with the provisions of Article VII of the International Convention on Civil Liability for Oil Pollution Damage, 1992, and Article 17 paragraph 1 or Article 18 paragraph 2 of the Law on Liability for Oil Pollution Damage, 1975.

| 船名<br>Name of ship | 船舶番号又は信号符字<br>(及び国際海事機関船舶識別番号)<br>Distinctive number or letters<br>(and IMO number, if any) | 船籍港<br>Port of registry | 所有者の氏名又は名称及び住所<br>Name and address of owner |
|--------------------|---|-------------------------|---|
|                    |   |                         |   |

上記の船舶に関し、1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第7条の要件を満たす保険証券その他の金銭上の保証が効力を有していることを証明する。

This is to certify that there is in force in respect of the above-named ship a policy of insurance or other financial security satisfying the requirements of Article VII of the International Convention on Civil Liability for Oil Pollution Damage, 1992.

保証の種類

Type of Security

保証の期間

Duration of Security

保険者及び（又は）保証提供者の氏名又は名称及び住所

Name and Address of the Insurer(s) and / or Guarantor(s)

氏名又は名称

Name

住所

Address

この証明書は、\_\_\_\_\_から\_\_\_\_\_まで効力を有する。

This certificate is valid from \_\_\_\_\_ until \_\_\_\_\_.

日本国政府（国土交通省）が、東京において\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に発行した。

Issued by the Government of Japan, Ministry of Land, Infrastructure and Transport,  
At Tokyo, On \_\_\_\_\_.

国土交通大臣 印

Minister of Land, Infrastructure  
and Transport

交付担当者の署名及び官職

Signature and Title of issuing  
or certifying official

注

- 1 国の名称を記載するに当たっては、望ましい場合には、証明書の発行が行われる国の権限のある当局の名称をも記載することができる。
- 2 保証の総額につき二以上の供給源がある場合には、それぞれの金額を明示しなければならない。
- 3 保証が二以上の方式で提供される場合には、それらの方式を列挙しなければならない。
- 4 「保証の期間」の欄には、保証が効力を生ずる日を明記しなければならない。

Explanatory Notes:

1. If desired, the designation of the State may include a reference to the competent public authority of the country where the certificate is issued.
2. If the total amount of security has been furnished by more than one source, the amount of each of them should be indicated.
3. If security is furnished in several forms, these should be enumerated.
4. The entry "Duration of Security" must stipulate the date on which such security takes effect.

第4号様式（第9条関係）

保障契約証明書記載事項変更届出書

年 月 日

国土交通大臣

殿

申請者の氏名又は名称及び住所並び  
に法人にあつてはその代表者の氏名

印

郵便番号

電話番号

代理人の氏名又は名称及び住所並び  
に法人にあつてはその代表者の氏名

印

郵便番号

電話番号

下記の保障契約証明書について、記載事項の変更があつたので、船舶油濁損害賠償保障  
法第18条第1項の規定により届け出ます。

| 保障契約証<br>明書の番号 | 保障契約証明書<br>の交付年月日 | 保障契約証明<br>書の有効期間 | 変更事項 |   | 変更があつた日 |
|----------------|-------------------|------------------|------|---|---------|
|                |                   |                  | 新    | 旧 |         |
|                |                   |                  |      |   |         |
|                |                   |                  |      |   |         |
|                |                   |                  |      |   |         |
|                |                   |                  |      |   |         |
|                |                   |                  |      |   |         |

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
2 記載事項が多いときは、適宜二葉以上にわたつて記載することができる。  
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第5号様式（第10条関係）

特定油受取量報告書

年 月 日

国土交通大臣

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

印

郵便番号

電話番号

担当者の職名及び氏名

船舶油濁損害賠償保障法第28条第1項又は第2項の規定により、次のとおり報告します。

| 受 取 の 事 由 | 年中の受取量 | 備 考 |
|-----------|--------|-----|
| 輸 入       | トン     |     |
| そ の 他     | トン     |     |
| 合 計       | トン     |     |

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 法第28条第2項の規定により報告する場合は、油受取人ごとに別葉に作成し、備考欄に油受取人についての次の事項を記載すること。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- ・ 郵便番号
- ・ 電話番号
- ・ 担当者の職名及び氏名

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第6号様式（第12条関係）

一般船舶保障契約証明書交付申請書

年 月 日

地方運輸局長  
運輸監理部長

殿

申請者の氏名又は名称及び住所並び  
に法人にあつてはその代表者の氏名  
郵便番号

印

電話番号

代理人の氏名又は名称及び住所並び  
に法人にあつてはその代表者の氏名  
郵便番号

印

電話番号

下記の船舶について、一般船舶保障契約証明書の交付を受けたいので、船舶油濁損害賠償保障法第39条の6において準用する同法第17条第2項の規定により申請します。

- 1 一般船舶所有者等の氏名及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 2 一般船舶保障契約証明書の交付を受けようとする船舶及びその保障契約の内容

|  |                 |
|--|-----------------|
| ①船名及び船種  |                 |
| ②船舶番号又は信号符字  |                 |
| ③国際海事機関船舶識別番号  |                 |
| ④船舶の国籍   |                 |
| ⑤総トン数  |                 |
| ⑥保障契約の種類   |                 |
| ⑦保障契約の期間   |                 |
| ⑧船舶油濁損害賠償保障法第39条の5第1項第1号及び第2号の損害に対するてん補・担保の有無  |                 |
| ⑨保障契約によりてん補・担保される額   |                 |
| ⑩保険者等の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつてはその代表者の氏名   |                 |
| ⑪保険者等が船舶油濁損害賠償保障法施行令第2条第2項各号のいずれに該当するか<br>の別<br>(ア)第1号に該当<br>〔同条第1項第4号に該当する場合は、<br>証明書を発行又は公認した外国名〕<br>(イ)第2号に該当 | (ア)又は(イ)の別を記入   |
|  | 証明書を発行又は公認した外国名 |
| ⑫保険者等の設立年月日<br>(⑪(イ)に該当する場合のみ記載。   |                 |

|   |               |
|---|---------------|
| ⑬から⑱までにおいて同じ。)  |               |
| ⑬ 保険者等が事業を行うに当たつての根拠法令並びに当該法令に基づく免許の有無及び種類  | <u>根拠法令</u>   |
|   | <u>免許の有無</u>  |
|   | <u>免許の種類</u>  |
| ⑭ 保険者等の日本における保険金・保証金の支払に係る業務を行う事務所の名称、住所及び連絡先   |               |
| ⑮ 保険者等の直前の事業年度におけるこの申請に係る保障契約と同種類の保障契約に係る船舶の隻数及び合計総トン数並びに保険料収入額又は保証料収入額及び保険金支払額又は保証金支払額 | <u>加入隻数</u>   |
|   | <u>合計総トン数</u> |
|   | <u>収入額</u>    |
|   | <u>支払額</u>    |
| ⑯ 保険者等の直前の5事業年度におけるこの申請に係る保障契約と同種類の保障契約を締結した船舶による日本における事故の有無及び概要                        | <u>事故の有無</u>  |
|   | <u>事故の概要</u>  |
| ⑰ 直前の5事業年度において保険者等が事業を行うに当たつて監督官庁より受けた法令違反に係る処分の有無及び内容                                  | <u>処分の有無</u>  |
|   | <u>処分の内容</u>  |
| ⑱ 直前の事業年度における保険者等に係る損益計算書及び貸借対照表の内容   |               |
|   |               |

手 数 料 納 付 欄

収 入 印 紙

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いときは、適宜二葉以上にわたつて記載することができる。
- 3 一般船舶所有者等が申請者と同一の者である場合は、1の欄の記載は要しない。
- 4 ①の船種については、貨物船、旅客船、漁船、バージ等の別を明らかにすること。
- 5 ③については、国際海事機関船舶識別番号が割り当てられている船舶について記載する。
- 6 ⑥については、船主責任相互保険等具体的に記載すること。
- 7 ⑯の事故の概要については、船名、事故発生年月日、保険金又は保証金の支払状況等を記載すること。
- 8 一の船舶について二以上の保障契約が締結されている場合は、⑥から⑱までの欄については保障契約ごとに記載すること。

- 9 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 10 記入は、固有名詞以外は日本語で記入すること。

第7号様式（第13条関係）

一般船舶保障契約証明書再交付申請書

年 月 日

地方運輸局長  
運輸監理部長

殿

申請者の氏名又は名称及び住所並び  
に法人にあつてはその代表者の氏名

印

郵便番号

電話番号

代理人の氏名又は名称及び住所並び  
に法人にあつてはその代表者の氏名

印

郵便番号

電話番号

下記の船舶について、一般船舶保障契約証明書の再交付を受けたいので、船舶油濁損害賠償保障法第39条の6において準用する同法第17条第4項の規定により申請します。

- 1 一般船舶所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 2 一般船舶保障契約証明書の再交付を受けようとする船舶及びその一般船舶保障契約証明書の内容

|                  |  |                       |  |
|------------------|--|-----------------------|--|
| 船名及び船種           |  | 一般船舶保障契約<br>証明書の番号    |  |
| 船舶番号又は<br>信号符字   |  | 一般船舶保障契約<br>証明書の交付年月日 |  |
| 国際海事機関<br>船舶識別番号 |  | 一般船舶保障契約<br>証明書の有効期間  |  |
| 船舶の国籍            |  |                       |  |

- 3 一般船舶保障契約証明書の再交付を受けようとする理由

手 数 料 納 付 欄

|         |
|---------|
| 収 入 印 紙 |
|---------|

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
  - 2 一般船舶所有者等が申請者と同一の者である場合は、1の欄の記載は要しない。
  - 3 国際海事機関船舶識別番号については、当該番号が割り当てられている船舶について記載する。
  - 4 3の欄には、一般船舶保障契約証明書が滅失し、損傷し、又は識別が困難となつた年月日、場所及び状況を記載するものとし、場所及び状況についてはできる限り詳細に記載すること。
  - 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

一般船舶保障契約証明書  
CERTIFICATE OF INSURANCE OR OTHER FINANCIAL SECURITY  
FOR SHIPS NOT CARRYING OIL IN BULK AS CARGO

船舶油濁損害賠償保障法第39条の6において準用する同法第17条第1項又は第18条第2項の規定に従って発行する。

Issued in accordance with the provisions of Article 39-6 of the Law on Liability for Oil Pollution Damage, 1975, under which Article 17 paragraph 1 or Article 18 paragraph 2 of the law is applied correspondingly.

| 船名<br>Name of ship | 船舶番号又は信号符字<br>(及び国際海事機関船舶識別番号)<br>Distinctive number or letters<br>(and IMO number, if any) | 国籍<br>Flag | 船舶所有者又は船舶賃借人の氏名又は名称及び住所<br>Name and address of owner or charterer |
|--------------------|---|------------|---|
|                    |   |            |   |

上記の船舶に関し、船舶油濁損害賠償保障法第39条の5の要件を満たす保障契約が締結されていることを証明する。

This is to certify that a contract of insurance or other financial security satisfying the requirements of Article 39-5 of the Law on Liability for Oil Pollution Damage, 1975, is concluded in respect of the above-named ship.

保障契約の種類

Type of Security

保障契約により担保される保険金額又は賠償の義務の履行が担保されている額

Guaranteed limit under the Security

保障契約の期間

Duration of Security

保険者及び(又は)保証提供者の氏名又は名称及び住所

Name and Address of the Insurer(s) and / or Guarantor(s)

氏名又は名称

Name

住所

Address

この証明書は、 から まで効力を有する。  
This certificate is valid from until

年 月 日

(date of issue)

地方運輸局長  
運輸監理部長  
Director-General of District  
Transport Bureau

印

第9号様式（第17条関係）

一般船舶保障契約証明書記載事項変更届出書

年 月 日

地方運輸局長  
運輸監理部長

殿

申請者の氏名又は名称及び住所並び  
に法人にあつてはその代表者の氏名

印

郵便番号

電話番号

代理人の氏名又は名称及び住所並び  
に法人にあつてはその代表者の氏名

印

郵便番号

電話番号

下記の一般船舶保障契約証明書について、記載事項の変更があつたので、船舶油濁損害賠償保障法第39条の6において準用する第18条第1項の規定により届け出ます。

| 一般船舶保障契約<br>証明書の番号 | 一般船舶保障契約<br>証明書の交付年月日 | 一般船舶保障契約<br>証明書の有効期間 | 変更事項 |   | 変更があつた日 |
|--------------------|-----------------------|----------------------|------|---|---------|
|                    |                       |                      | 新    | 旧 |         |
|                    |                       |                      |      |   |         |
|                    |                       |                      |      |   |         |
|                    |                       |                      |      |   |         |
|                    |                       |                      |      |   |         |

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 2 記載事項が多いときは、適宜二葉以上にわたつて記載することができる。  
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第 10 号 様 式 ( 第 22 条 関 係 )

7 ( センチメートル紙 )

7 ( センチメートル紙 )

|  |   |
|--|---|
| <p>第 号</p> <p>立 入 検 査 証</p> <p>氏 名</p> <p>職 官</p> <p>生 年 月 日</p> <p>船 舶 油 濁 損 害 賠 償 保 障 法 第 四 十 二 条 第 一 項 の 規 定 に よ り 立 入 検 査 を す<br/>る 職 員 で あ る こ と を 証 明 す る。</p> <p>〔 地 方 運 輸 局 長 〕<br/>〔 運 輸 監 理 部 長 〕</p> <p>印</p> <p>年 月 日 発 行</p> <p>年 月 日 限 り 有 効</p> | <p>No.</p> <p>Certificate for boarding inspection</p> <p>Name of official: _____</p> <p>Official title: _____</p> <p>Date of birth: _____</p> <p>This is to certify that the above-named person is an official of the Japanese Government authorized to carry out boarding inspection under the provision of Article 42 paragraph 1 of the Law on Liability for Oil Pollution Damage.</p> <p>Issued on _____</p> <p>Effective until _____</p> <p>Minister of Land, Infrastructure and Transport (Director General of the District Transport Bureau)</p> |
|--|---|

12 ( センチメートル )

Extracts from the Law on Liability for Oil Pollution Damage

Article 42 The Minister of Land, Infrastructure and Transport may, to the extent necessary to implement this Law, demand from the captain of the specified ship within Japanese ports or mooring in respect of the contract of insurance of other financial security, or allow an official of his/her Ministry to inspect on board the certificate of insurance or other financial security, or any of the certificates prescribed in Article 17 paragraph 1, Article 20 paragraph 2 or Article 39-7, or allow the official to make inquiry to parties concerned.

2 The official authorized under the provision of paragraph 1 to inspect on board the certificate shall carry with him/her a certificate attesting his/her status, and present the certificate to the parties concerned.

3 The authorisation of the boarding inspection prescribed in the provision of paragraph 1 shall not be interpreted as the authorisation of criminal investigation.

Article 48 Any person who has fallen under any of the following items shall be liable to a fine of not more than three hundred thousand yen:

(9) Any person who has not complied with, has interfered with, or evaded the inspection prescribed in the Article 42 paragraph 1; or any person who has not responded, or has responded falsely to the inquiry prescribed in article 42 paragraph 1.

7  
セ  
ン  
チ  
メ  
ー  
ト  
ル  
表  
紙  
の  
裏  
( 英 文 )

第四十二条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、本邦内の港又は係留施設にある特定船舶の船長に対し、当該特定船舶に係る保障契約に  
関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定船舶に立ち入り、第十七条第一項  
若しくは第二十条第二項又は第三十九条の七各項に規定する書面その他の物件  
を検査させ、若しくは関係人に質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関  
係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと  
解釈してはならない。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

九 第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は  
質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

7  
セ  
ン  
チ  
メ  
ー  
ト  
ル  
表  
紙  
の  
裏  
( 表 紙 )